

University Academic Repository

Disparity of Consumption Behavior and Tax Systems

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-01-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 菊谷, 正人, 酒井, 翔子 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/942">https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/942</a>

# 研究論文

## 消費行動の格差と租税制度

### Disparity of Consumption Behavior and Tax Systems

菊谷正人\* 酒井翔子\*\*

Masato KIKUYA

Shoko SAKAI

#### <要約>

消費税には、その本質的欠陥として「逆進性」が内在する。「逆進性」は、所得が高いほど所得に占める租税負担割合が低くなり、所得が低いほど所得に占める租税負担割合が高くなる特性であるが、この逆進性を緩和する方策としては、担税力の高い高額所得者には高い税率、担税力の低い低額所得者には低い税率を適用する複数税率制度、低額所得者の生活必需品に対する非課税措置が諸外国で講じられていた。

令和元年10月に行われた消費税の増税では、逆進性の高い消費税の税率が10%に引き上げられたが、軽減税率8%は改正前の税率であり、改正後の標準税率10%をわずか2%下回る程度であり、到底「軽減税率」と呼べるものではない。ほとんどのOECD・EU諸国では複数税率が採用されているが、軽減税率は標準税率のおおよそ半分程度である。わが国では、消費税への依存度を高めた結果、所得再配分効果の低下はさらに進むに違いない。消費税の逆進性緩和策として、複数税率制度におけるゼロ税率の導入が考えられ、消費税還付制度の創設等も必要であろう。

本稿では、「租税」が経済的格差は正機能に効力を発揮できるという問題意識に基づいて、複数税率制度の改良、社会保険料の給付付き税額控除、金融取引に関する非課税項目の再考が検討・提案される。

#### <キーワード>

消費税、付加価値税（VAT）、物品・サービス税（GST）、消費税の逆進性緩和策、複数税率制度、非課税取引、給付付き税額控除

---

\* 法政大学 名誉教授、嘉悦大学経営経済研究所 客員教授

\*\* 嘉悦大学経営経済学部 准教授

## 1 はじめに

昭和 63 年（1988 年）7 月に竹下内閣は、「税制改革法案」、「所得税法の一部を改正する法律案」、「地方税法の一部を改正する法律案」、「地方譲与税法案」、「地方交付税法の一部を改正する法律案」および「消費税法案」を閣議決定し、国会に提出した。これらの税制改革関連 6 法案は、野党に審議拒否されながらも、自民党・公明党・民社党の 3 党協調により同年 12 月に強行採決され、平成元年（1989 年）4 月 1 日から施行されている。

「税制改革法」（昭和 63 年法律第 107 号）によれば、所得税・法人税・相続税・贈与税の負担の軽減・合理化等とともに、国民福祉の充実等に必要な歳入構造の安定化に資するために、消費に広く薄く負担を求める「消費税」（consumption tax）が創設されることとなった。消費税の創設に伴い、酒・たばこ・石油関連の個別消費税を除き、物品税、砂糖消費税、入場税、通行税、トランプ類税、木材取引税・電気税・ガス税等の個別消費税は廃止された（税制改革法第 7 条～第 10 条）。「消費税法」（昭和 63 年法律第 108 号）の公布・施行によって、わが国における間接税体系・直間比率は大幅に変化し、昭和 24 年（1949 年）の「シャウプ勧告」（Shoup Recommendations）の提案を受けて改正された昭和 25 年税制改正以来の大変革をもたらしている。

消費税法の導入時には、多段階一般消費税である消費税は、事業者による商品の販売・サービスの提供等の各段階（製造・卸売り・小売り）において課税され、経済に対する中立性を確保するために、課税の累積を排除する「前段階税額控除法」によって 3% の単一税率（single tax rate）で課された。

単一税率で課される消費税は、異なる物品・サービス間の選択に関する中立性に優れた租税であると言われている。ここに「中立性」（neutrality）とは、個人または法人（納税義務者）の消費行動（consumption behavior）に干渉しないことである。すべての物品・サービスの消費を課税対象にして、単一の税率で課税されるならば、消費者（個人または法人）にとっては利用可能な物品・サービス間の相対価格を変化させないので、異なる物品・サービス間の選択に中立的であり、消費選択の阻害要因にならない<sup>1)</sup>。

消費税の税率は、平成 6 年（1994 年）の村山内閣による消費税法改正時において、3% から 4% に引き上げられるとともに、新たに消費税率 1% に相当する「地方消費税」が創設された。地方消費税の徴収は、納税義務者の事務負担を軽減するために、国が地方公共団体に代わって執行している<sup>2)</sup>。

消費税と地方消費税の合計税率 5% は、平成 25 年（2013 年）の安倍内閣による税制改正により、平成 26 年（2014 年）4 月 1 日から 8%、平成 27 年（2015 年）10 月 1 日から 10% に引き上げられることが法定されていた。ただし、経済低迷等により 10% の引上げは平成 27 年 10 月には施行されず、令和元年（2019 年）10 月 1 日までに延期された。その際には、酒類・外食を除く飲食料品、週 2 回以上発行される定期購読契約に基づく新聞に対しては 6.24%（地方消費税の税率 1.76% を含めて 8%）の軽減税率が適用される（消法

29)。つまり、10%の標準税率のほかに軽減税率として8%を適用する「複数税率制度」がわが国で初めて導入された。

消費税は、異なる経済状態にある納税義務者に対して異なる租税負担 (tax burden) の配分を要請する「垂直的公平」(vertical equity) に抵触するので、高額所得者に対して租税負担を相対的に軽く、低額所得者に対しては租税負担を相対的に重くする「逆進的租税」(regressive tax) である。消費税には、その本質的欠陥として「逆進性」が内在する<sup>3)</sup>。「逆進性」は、所得が高いほど所得に占める租税負担割合が低くなり、所得が低いほど所得に占める租税負担割合が高くなる特性であるが、この逆進性を緩和する方策としては、担税力の高い高額所得者が購入・消費するであろう高級品・贅沢品等には高い税率、担税力の低い低額所得者が購入・消費するであろう生活必需品等には低い税率を適用する複数税率制度、あるいは生活必需品に対する非課税措置が諸外国で講じられていた。

わが国では、社会保障費の財源確保を目的として、令和元年10月に行われた増税時には、逆進性の高い消費税の税率が10%に引き上げられたが、軽減税率8%は改正前の税率であり、改正後の標準税率10%をわずか2%下回る程度であり、到底「軽減税率」と呼べるものではない。ほとんどのOECD・EU諸国では複数税率 (multiple tax rate) が採用されているが、軽減税率 (lower rate) は標準税率 (standard rate) のおおよそ半分程度である。経済的先進国が加盟しているOECDのメンバー国である日本にあっては、「軽減税率」を採用したと言いきるならば、国際的調和化のためにも半分の5%にするべきであった。

わが国では、消費税への依存度を高めた結果、所得再配分効果の低下はさらに進むに違いない。消費税の逆進性緩和策として、英国で採用されているような複数税率制度におけるゼロ税率の導入が考えられ、カナダで採用されているような低額所得者に対する消費税の還付制度の創設等も必要であろう。

あるいは、長年にわたり議論されているにも関わらず、わが国では導入には至っていない「給付付き税額控除」等、所得税の領域での議論も視野に入れながら、総合的な検討も求められるであろう。すなわち、勤労促進、子育て支援、社会保険料負担軽減の方策として、諸外国 (米・英・蘭・加など) では、「所得税の税額控除化」が実施されている。たとえば、英国では「2002年税額控除法」(Tax Credit Act 2002) が設定されるに伴い、フルタイム就労の促進、配偶者就労の支援に注力した勤労税額控除・児童税額控除が講じられ、低所得者を中心とする若者・子育て世代への対応が図られている。

本稿では、「租税」(tax) が経済的格差是正機能に効力を発揮できるという問題意識に基づいて、消費税の逆進性を緩和する租税政策が検討・提案される。

## 2 複数税率制度の改良

EU諸国では、わが国の消費税法における「消費税」に相当する「付加価値税」(value added tax: 以下、VATと略す) が、EEC (EC・EUの前身) の理事会で1967年に決議

された第6指令「売上税の調和に関する指令」(Directive on the Harmonization Concerning Turnover Taxes)によって、EEC加盟国の共通税として1968年に導入された<sup>4)</sup>。

「付加価値税」(taxe sur la valeur ajoutée: TVA)という名称の租税は、1954年にフランスにおいて初めて導入されたが、製造・卸売段階の課税に限定され、サービスを課税対象から除外していた<sup>5)</sup>。1967年公表の第6指令に従って、1968年1月1日より付加価値税は小売段階にまで拡大され、サービスも課税対象に含められている<sup>6)</sup>。

英国は、1973年1月にEC(EUの前身)に加盟する予定であったので、「1972年財政法」(Finance Act 1972)においてVATの採用を明らかにした後、1973年のEC加盟に伴いVATを1973年4月1日から導入した。VAT導入時には、EC加盟の条件として標準税率(standard rate)は10%であったが、食料品・書籍・子供服等の一定の物品・サービス(goods and services)にゼロ税率(zero rate)が既に採用されている。1974年7月29日に標準税率を8%に引き下げたため、石油に25%の高率税率(higher rate)を1974年11月18日に採用したが、1975年5月1日以降には、その他の一定の物品にも適用している。高率税率が1976年4月12日に12.5%に引き下げられ、標準税率が1979年6月18日に引き上げられたのに伴い、高率税率は廃止された。1991年4月1日に標準税率は再び17.5%に引き下げられ、さらに、国内燃料等の一定の物品・サービスには8%の軽減税率(reduced rate)が1993年12月1日に導入され、1997年9月1日に5%に引き下げられている。標準税率は、2008年12月1日から2009年12月31日まで15%に引き下げられ、再度、2010年1月1日に17.5%に戻され、2011年1月4日から現行の20%に引き上げられた<sup>7)</sup>。

英国におけるVATの標準税率は20%に設定される一方で、低額所得者層への配慮等、社会的・政策的観点からゼロ税率項目と5%の軽減税率項目が設けられている。ほとんどのEU諸国でも「複数税率制度」が採択されているが、ゼロ税率の設定が英国付加価値制度における大きな特徴となっている。ゼロ税率項目の物品またはサービスの供給には、食料品全般(アルコール、砂糖・スナック菓子、テイクアウト食品、スポーツドリンク、アイスクリーム、清涼飲料水、飲料水を除く)や医薬品、水道・下水など、生活に必要最低限の物品・サービスが該当し、5%の軽減税率項目に該当する物品またはサービスの供給には、家庭用または慈善事業への燃料、環境・健康関連物品が含まれている<sup>8)</sup>。

第6指令の修正版である2006年EU理事会指令は、VATに関する基本方針として、(1)標準税率を15%以上とすること、(2)軽減税率は2段階までとすること、(3)軽減税率は5%とし、適用対象を一定の物品・サービスに限ること、(4)軽減税率は2年ごとに見直すこと等を指令している<sup>9)</sup>。このように、EU諸国では、消費税に内在する逆進性を緩和する方策として、軽減税率の設定は是認されている。表1では、EUの主要国における消費税率(標準税率と軽減税率)が比較されている。

表1 EU主要国の複数税率適用状況

(単位: %)

区分	国名	ポルトガル	ルクセンブルク	ドイツ	アイルランド	英国	スペイン	フランス	イタリ
食料品		6,13,23	3	7,19	0,4,8,9,13.5,23	0,20	4,10	2.1,5.5,10,20	4,5,10
水道		6	3	7	ex,23	0	10	5.5	10
医療品		6,23	3,17	19	0,13.5,23	0	4,10,21	2.1,5.5,10,20	10,22
障害者用医療設備		6	3,17	7,19	0,23	0,5	4,10	5.5	4,22
チャイルドシート		6	17	19	13.5	5	21	20	22
旅客運送		6	ex,3	7,19	ex	0	10	10	ex,5,10
書籍		6,23	3,17	7,19	0	0	4,21	5.5,20	4,22
電子書籍		6,23	3,17	7,19	23	0,20	4	5.5,20	4,22
新聞		6,23	3	7,19	9	0	4,21	2.1,20	4,22
定期雑誌		6,23	3,17	7,19	9	0	4,21	2.1,20	4,22
文化施設料		ex,13,23	3	ex,7	ex,9	20	ex,21	2.1,5.5,10,20	10
娯楽施設料		23	3	19	9	20	21	10,20	22
放送・ケーブル料		23	3,17	19	23	20	21	10	22
TV受信料		6	N/A <sup>*1</sup>	-	ex	ex	21	2.1	4
作家、作曲家等		ex,23	3,17	7	23	20	21	10	ex,22
住居全般		ex,6	N/A	19	13.5	0,5,20	4	5.5	4,10
住居修繕・改築		6	N/A	19	13.5	5	4,10	10,20	10
窓・住居清掃		23	8	19	13.5	20	21	10,20	22
農業関連		6,13,23	3,17	7	0,4,9,13.5,23	20	10	10	4,10,22
ホテル宿泊		6	3	7,19	9	20	10	10	10
レストラン・ケイタリング		13	3,17	19	ex,9	20	10	5.5,10	10
スポーツ観戦		23	ex,3	7,19	ex	20	10,21	5.5	10,22
運動施設利用		ex,23	3	ex,19	9	20	ex,21	20	22
社会福祉サービス		6,23	17	7	ex	ex,5	4,10,ex	20	ex,5,22
埋葬サービス		ex	3	19	ex	ex	21	20	ex
医療・歯科ケア		ex,6	17	ex,9	ex,13.5	ex	ex,21	ex	ex
道路整備国内ごみ回収		6	3	19	13.5	0,20	10	10,20	10
自転車、革製品、衣類等		6	8	19	13.5	20	21	20	22
訪問介護・シッター		6	ex,17	ex,19	ex	20	21	5.5,20	ex
理容業		23	8	19	9	20	21	20	22

出所：European Commission, *VAT rates applied in the Member States of the European Union*, 2018, pp. 23-119 を参考に筆者作成。N/A は適用無し、ex は非課税を示している。

わが国では、生活保護受給額程度の収入しか得られない生活困窮者の貧困者率は上昇し、離婚・死別による片親（特に、母親）に育てられている子供の貧困率上昇、少額の年金しか受給できない高齢者の貧困化が社会問題化している。わが国における子供の貧困率は約

16%、高齢者貧困率は約 29%、ひとり親家庭の貧困率は OECD 先進諸国 34 か国の中で最低レベルの 55%にも上る<sup>10)</sup>。

消費税の軽減税率は、逆進性緩和策として採択されるべきであり、低額所得者の租税負担を軽減するために利用されるべきである。その場合、低額所得者の消費行動は、基本的に生活必需的な物品・サービスを購入し、高額所得者が費やす贅沢品・奢侈品には購入を控えるであろう。単一税率は、物品・サービス間の選択に中立的ではあるが、逆進性の緩和には反作用的である。逆進的負担の緩和は低額所得者のために行使されるべきであり、ゼロ税率または軽減税率の適用は生活必需品に限定されるべきであろう。

食料品に関して、EU 諸国、たとえばスペインでは、パン・ミルク・チーズ・卵・果物・野菜に対して 4%、フランスでは、農家等非課税事業者の購入する食料品に対して 2.1%、飲料水・清涼飲料水、食料品（菓子・チョコレート、マーガリン、食物性油、キャビアを除く）に対して 5.5%、未調理の食料品、家畜・魚の養殖・養蜂に必要な飼料等に対して 10%の軽減税率が用いられている<sup>11)</sup>。

わが国における 10 大消費項目は、食料品、住居、光熱・水道、家具・家事用品、被服・履物、保健医療、交通通信、教育、教養娯楽であるが、住宅家賃・保健医療費・教育費は既に非課税対象となっているので、それら以外の消費項目がゼロ税率または軽減税率の適用対象となるであろう。ただし、家具・家事用品、被服・履物、交通通信、教養娯楽は個人の事情・嗜好・射幸・生活環境等によって異なる選択可能・代替可能な消費であるので、基本的には生活必需的な食料品と光熱・水道にゼロ税率または軽減税率の適用は限定されるべきである<sup>12)</sup>。

しかしながら、同じ食料品と言っても、高額所得者が購入・消費するような高級品・贅沢品（たとえば、フォアグラ、キャビア、松茸、高級酒、高級車等）に対しても軽減税率を適用するのは逆進性の緩和には逆行する。したがって、生活必需的な食料品や光熱・水道にはゼロ税率、高級品・贅沢品・奢侈品には 20%の割増税率、その他の物品・サービスには 10%の標準税率を設定する措置が講じられるべきであろう。複数税率による累進課税構造の採択は、「一般消費税の個別消費税率化」を図ることであり、所得税の累進税率と同様に、消費税の逆進性を大幅に緩和することができる。

その場合、複数税率を消費者に明示化・可視化するために、すべての物品・サービスに 3 種類の星印マークを表示する方式（スリースター制）の新設が必要であろう。すべての課税物品は、バーコードのような一つ星印マーク貼付のゼロ税率物品、二つ星印マーク貼付の 10%税率物品、三つ星印マーク貼付の 20%税率物品に区分・明示され、税率表示が消費者・事業者にとって一目瞭然の状態にしておく。このことにより、事業者の事務処理も簡便化できる<sup>13)</sup>。

### 3 社会保険料の給付付き税額控除の設定

近年の OECD 諸国において、労働年齢人口（working-age population）に対する再分配状況を示す現金移転（cash transfer）は総じて減少傾向にあり、その中でも日本は、最下位から 11 番目に現金移転状況が悪い。一方、高齢者の公費依存率・公的現金支出に占める経年変化を見ると、わが国における高齢者の公費依存率は突出して高く、高齢者に対する公的支出が労働年齢人口に対する現金移転を圧迫している。年代別の所得・再分配状況については、後述されるが、わが国の低所得者層には、労働年齢人口を含む若者世代が多いにも関わらず、そうした低所得世帯への現金移転は OECD 諸外国 36 か国の中でも、最下位から 8 番目である<sup>14)</sup>。

表 2 および表 3 は、平成 29 年（2017 年）に厚生労働省が調査結果をまとめた『所得再分配報告書』に基づいて作成した「世帯主の年齢階級別の所得再分状況」および「総所得に占める負担と給付率」を示している。

表 2 から判明するように、総所得（当初所得に現金給付を加えた所得）の総数は 544.4 万円であり、世帯主年齢が 50-54 歳の階級が全階級の中で最高金額の 777.2 万円となる。一般的に、労働・生産年齢とされる 65 歳までの階級においては、29 歳以下の階級が 320.5 万円の最低金額となる。また、60 歳を超えると、年金などの現金給付が増大するため、60-64 歳の総所得 613.8 万円は、労働・生産年齢としては成熟期とみなされる 40-44 歳の総所得 683.0 万円に接近している。

表 2 世帯主の年齢階級別所得再分配状況

(単位：万円)

	当初所得	総所得	税金	社会保険料	現金給付	現物給付
総数	404.7	544.4	53.5	58.0	115.2	67.0
29 歳以下	313.0	320.5	19.9	35.0	7.5	13.6
30-34	499.4	519.8	44.4	65.1	20.4	35.5
35-39	571.2	594.6	56.8	71.4	23.4	32.0
40-44	659.7	683.0	83.8	90.8	23.3	33.2
45-49	720.8	745.6	81.6	93.9	24.8	27.7
50-54	757.4	777.2	86.9	98.5	19.8	32.5
55-59	740.1	770.6	84.7	96.3	30.5	49.9
60-64	540.8	613.8	71.0	61.8	73.0	51.2
65-69	299.6	490.4	40.1	40.9	190.8	73.0
70-74	190.7	415.3	30.9	31.3	224.6	76.8
75 歳以上	138.3	356.7	27.7	26.8	218.4	130.6

出所：厚生労働省『平成 29 年所得再分配調査報告書』厚生労働省政策統括官、

28-29 頁の第 4 表を参考にして作成。



表3 総所得に占める負担と給付率

(単位：%)

年齢階級 \ 負担・給付	税負担	社会保険料負担	現金給付	現物給付	純受取
総数	9.8	10.6	21.1	12.3	13
29歳以下	6.2	10.9	2.3	4.2	-10.6
30-34	8.5	12.5	3.9	6.8	-12.3
35-39	9.5	12.0	3.9	5.3	-12.3
40-44	12.2	13.2	3.4	4.8	-17.2
45-49	10.9	12.5	3.3	3.7	-16.4
50-54	11.1	12.6	2.5	4.1	-17.1
55-59	10.9	12.4	3.9	6.4	-13
60-64	11.5	10.0	11.8	8.3	-1.4
65-69	8.1	8.3	38.9	14.8	37.3
70-74	7.4	7.5	54.0	18.4	57.5
75歳以上	7.7	7.5	61.2	36.6	82.6

出所：厚生労働省『平成29年所得再配調調査報告書』厚生労働省政策統括官、28-29頁の第4表を参考にして算出・作成。

表3が示すように、64歳までの現役世代では、すべての年齢階級で、税負担より社会保険料負担のほうが大きい。税・社会保険料による負担と年金や生活保護費等の現金給付・医療・介護等の現物給付の差額である「純受取率」は、64歳まではマイナスであり、65歳以上ではすべてプラスとなる。税負担率が社会保険料負担を上回る65-69歳、70-74歳、75歳以上の純受取率は、それぞれ37.3%、57.5%、82.6%であることから、高齢世代における給付が大きな役割を果たしているとともに、現役世代が高齢者世代を支える典型的な社会保障体系となっている。

しかしながら、それと同時に、「純受取率」10.6%の29歳以下と表1で一番近い総所得層に当たる75歳以上の「純受取率」82.6%とを比較した場合に、同じ所得者層に対する給付のバランスが取れていないことがわかる。なお、「社会保険料負担率」に関しては、最貧階級の29歳以下が10.9%であり、約2倍の総所得者層である60-64歳階級の負担率10%と変わらない。

このように、わが国の所得税は、労働・生産年齢の低額所得者に対する所得再分配状況がOECD諸国の中でも非常に低く、とりわけ、社会保険料が大きな負担となっている<sup>15)</sup>。社会保険料に関して、わが国における厚生年金保険の計算は税引前の給与に対して一定率の保険料が課され、事業主負担である半額を差し引いた残額(半額)が給与から天引きされる形で徴収される。厚生年金保険に加入できない第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の者とその配偶者)は、国民年金保険への加入が強いられる。国民年金保険料は、予め決められた保険料額に名目賃金変動率に基づく保険料改訂率を乗じて算定され、すべての加入者が同額負担となるため、収入が少ないほ

ど、高い社会保険料の負担が強いられている。平成17年(2005年)の『国民年金被保険者実態調査』によれば、国民年金保険の滞納者の4割強が世帯年収200万円以下であった<sup>16)</sup>。

平成28年(2016年)に厚生年金保険の適用対象が拡充されたのに伴い、これまで加入することができなかった非正規雇用者の場合でも、週20時間以上働く短時間労働者、すなわち、学生を除き、雇用期間が1年以上見込まれ、賃金月額が8.8万円以上であり、被保険者数が常時501人以上の企業に勤める者は、厚生年金保険への加入が可能となった。このことから、国民年金保険の未納者数は減少しているが、依然として、同平成28年度における25歳から34歳までの若年世代の納付率は他の年齢階級に比して5%から10%ほど下回っており、納付意識も低いように思われる<sup>17)</sup>。

翻って、厚生労働省の『生活保護の被保護者調査』によれば、平成30年度(2018年度)の生活保護世帯総数のうち、全体の半数を高齢者世帯が占めており、高齢者世帯53.3%、障害者世帯13.0%、傷病者世帯13.1%、母子世帯5.3%、その他15.1%である<sup>18)</sup>。全体の約80%を占める高齢者・障害者・傷病者は、自助努力によって生活保護を脱することは困難であることから、今後も高齢化が進むわが国においては、生活保護費による国家財政の圧迫も避けられない。

したがって、喫緊の課題は、社会保険料の未納者を可能な限り減少させるとともに、若年世代から高齢者世代に偏重していた社会保障制度・租税の再分配状況を改め、支援を要する適切な世代に教育・介護・医療・年金のバランス良い給付を可能にする租税体系の構築である。平成25年度(2013年度)の税制改正において、所得税の最高税率が引き上げられ、4,000万円を超える所得に対し45%の税率が適用されることとなったが、高額所得者が有利に利用・濫用できる所得控除(たとえば、社会保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、生命保険料控除)によって、課税ベースが侵食された状態での税率引上げは、累進性の強化には繋がらない。なぜならば、超過累進税率を採用する所得税制においては、所得控除は、高額所得者の租税負担を軽減する効果が大きいという計算構造上の問題が内在するからである。

オランダでは、1990年の税制改正において、所得税と社会保険料の統合に伴い、社会保険料に関する所得控除が廃止され、所得税の課税ベースを拡大するとともに、最高税率の引下げが行われている<sup>19)</sup>。現行の所得控除制度を通じて軽減できない社会保険料負担に関して、給付付きの税額控除を導入することにより、課税ベースの拡大と合わせた新しい再分配体系を整える必要がある<sup>20)</sup>。

従来わが国において、租税は国または地方公共団体の財源、社会保険料は社会保障財源として、執行主体・徴収方法を別個に考えられてきた。学説的にも、租税は一種の保険料として捉える概念もあるように、支払う側からは、租税・社会保険料は負担という点で同じであり、現に消費増税による税収も社会保障財源を目的に施行されていることから、

税と社会保障の一体的な設計・改革は、むしろ進められる機会にある。オランダでは、税と社会保険の統合とともに、勤労税額控除を導入した結果、両者の負担軽減に繋がり、ワークライフバランスの形成にも大きく機能し、負担を相殺する形で給付は行わないため、執行コストも低く抑えられている<sup>21)</sup>。

国民年金加入義務者の支払った社会保険料に対しては、その年額分の税額控除を付与する措置が講じられるべきであろう。すなわち、厚生年金保険加入者には社会保険料自己負担分の年額であり、国民年金保険加入者には198,480(=16,540×12ヶ月)円の税額控除を付与する<sup>22)</sup>。所得税・住民税額から税額控除しきれない場合には、払い込んだ社会保険料の範囲内で還付を行う。還付金の還付方法としては、納税者番号と紐付きの口座に振り込まれる仕組みが良いであろう。あるいは、一連の新型コロナウイルスに係る給付方法に倣うことも考えられる。還付・給付方法に関しては、より具体的な検討を有するが、給付付き社会保険料税額控除の導入により、社会保険料未納者の納付意識向上、それに伴う社会保障財源の安定化、さらには、わが国所得税制の歪んだ再分配機能を是正する第一歩に繋がるに違いない。

#### 4 金融取引に関する非課税項目の再考

近年、VAT先進国であるEU諸国では、「簡素で広い課税ベース」というVATの本質に着目し、非課税項目を含めるVAT税率の見直し、中小企業の負担軽減等に関して抜本的な改革が進められている<sup>23)</sup>。

わが国の消費税は、令和元年10月の増税を機会に社会保障財源として益々重要性を増しているが、前述のとおり、わが国税制の所得再分配状況は、非常に限定的であり、OECD諸国の中でも低いレベルである。そうした状況において、逆進性という本源的欠陥を有する消費税への依存度を高めた結果、税による再配分効果のさらなる低下が懸念され、現行消費税制に内在する数々の問題は、増税によって深刻化が進むであろう。

逆進性の強い消費税が財源として魅力的である点は、消費税本来の目的・原則である「広く公平に負担を求める」水平的公平(horizontal equity)を重視する税の性格にある。消費税法第2条第1項第8号によれば、事業として対価を得て行われる資産の譲渡および貸付け並びに役務の提供が課税対象とされており、原則として、すべての物品・サービスの消費に対して、広く薄く課税することを目的としている。

しかし、その一方で、税の性質上「課税になじまないもの」や「社会政策的配慮」から、一部の取引には、課税対象とされない「非課税取引」が設けられている。非課税取引の対象となる項目は、時代の変化に応じて、項目に照らした場合の類似性や同等性を理由に見直されており、その都度、非課税項目の範囲は広げられている<sup>24)</sup>。現在、土地の譲渡・貸付、金融・保険取引をはじめ、公的医療制度に基づく療養・医療、社会福祉事業や教育関連取引等、全17項目が非課税項目に挙げられている(消法6①、②、6別表第1、6別表第2)。

ところで、わが国の消費税では、EU型 VAT と同様に、多段階課税を前提として「前段階税額控除方式」が適用されている。事業者が商品販売を行う際、消費税額を価格に含めることにより、最終消費者への「租税の転嫁」(shifting of tax burden) が予定されているため、仕入に係る消費税額（仕入税額という）は、売上に係る消費税額（売上税額という）から差し引くことで解消される。

$$\text{納付税額} = \text{売上税額}^{(イ)} - \text{仕入税額}^{(ロ)}$$

$$(イ) \quad \text{売上税額} = \text{課税売上高} \times \text{税率}$$

$$(ロ) \quad \text{仕入税額} = \text{課税仕入高} \times \frac{\text{税率}}{1 + \text{税率}}$$

つまり、ある課税期間における課税売上高に税率を乗じた売上税額から、当該課税期間における課税仕入高に税率を乗じた仕入税額を控除した差額が消費税の納付金額として計算される。

しかしながら、非課税取引の下では、売上税額が課税対象から除かれ、事業者が支払った前段階の仕入税額の控除が不可能になるため、仕入税額は事業者の仕入コストとなる。そのため、仕入に係る税額控除が付されない非課税取引において、仕入税額が売上税額として商品の販売価格に転嫁されるならば、後の各取引段階で税の累積が生じるため、中立性が損なわれ、公平性も欠くことになる<sup>25)</sup>。広く公平に負担を求める消費税の目的からすれば、非課税項目は極力限定されるべきであり、仕入税額の転嫁を遮断する弊害も軽視できない。

前述のとおり、非課税項目には、「課税になじまないもの」と「社会政策的配慮」とがあり、「社会政策的配慮」によるものは、そもそも課税理論とは異なる論理・理屈での項目設定であるため、本稿の検討対象から除外するが、「課税になじまないもの」として非課税措置が施されている項目の中で、諸外国でも非課税項目の縮減対象とされ、課税可否の議論が進められている金融取引について検討を加える。つまり、非課税取引を縮減する立場から、現行法において消費税の「課税になじまないもの」とされている金融取引に関する課税のあり方を検討することとする。

金融機関の行う取引は、国際化が進むに連れ、非常に多岐にわたっているが、ここでは、対価を得て行う取引（付加価値を生じさせる取引）として、金融仲介サービス（financial intermediation service）を取り上げ、1993年に国連が公表した『間接的に測定される金融仲介サービス』（*Financial Intermediation Services Indirectly Measured*：以下、FISIMと略す）を参考にして、金融仲介サービスにおける付加価値の計算概念を検討し、課税の対象として適切か否かを検討する<sup>26)</sup>。

一般的に、銀行等の金融仲介業者は、顧客からの預金に対する支払利息、および、それよりも高い利息で貸し出すことによる受取利息の差額を収益としており、この預金利率と貸出利率の差が金融仲介サービスによる付加価値と捉えることができる<sup>27)</sup>。

銀行等の金融仲介業者を介さず、預金者と借り手が直接交渉した場合に成立する利子率を参照利子率 (reference rate) といい、これは、リスクプレミアムが可能な限り排除されている状態の利子率である。この参照利子率と貸出利率との差が貸付サービスの付加価値であり、参照利子率と預金利率との差が預金サービスの付加価値となる<sup>28)</sup>。

たとえば、参照利子率を4%として、銀行から借り手Aが資金1,000 (貸出利率:9%)を借入れ、預金者Bが1,000 (預金利率:3%)を銀行に預金した場合、FISIMに基づく貸付サービスの付加価値は50 ( $=1,000 \times (9 - 4)\%$ )、預金サービスの付加価値は10 ( $=1,000 \times (4 - 3)\%$ )となり、合計60 ( $=50 + 10$ )の付加価値合計額を間接的に算出することができる。一連の計算を図に表したものが、図1である。このように、金融仲介サービスによる対価には、付加価値を見出すことができ、計算することもできるため、金融取引のすべてを非課税とすることは理論的には正しくない<sup>29)</sup>。

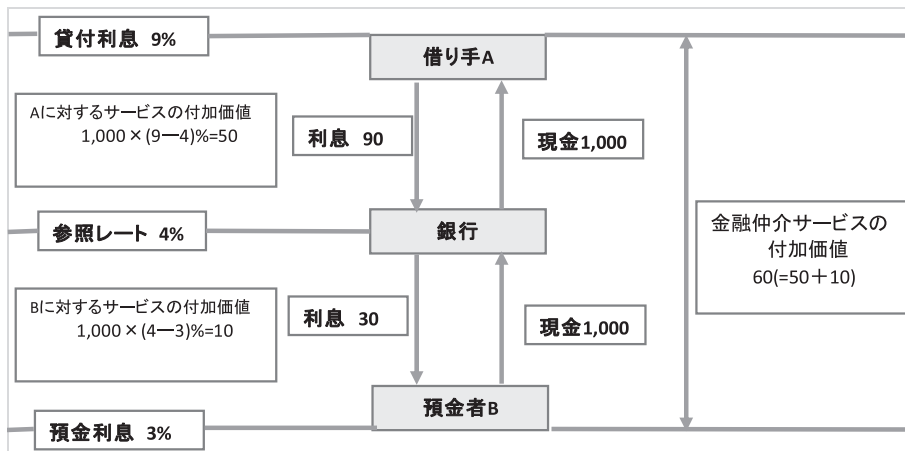


図1 間接的に測定される金融仲介サービスの数値例

出所: Office for National Statistics, *Financial intermediation services indirectly measured (FISIM) in the UK revisited*, 2017, pp. 7-8 の計算例を参考に筆者作成。

図1の数値例を用いて、消費税額10%とした場合の課税関係を整理する。借り手Aは、借入れ1,000に対して90 ( $=1,000 \times 9\%$ )の支払利息が生じるが、このうち、付加価値は50であるため、税額は5 ( $=50 \times 10\%$ )となる。一方、預金者Bは、1,000の預金に対して30 ( $=1,000 \times 3\%$ )の利息を受取利息が生じる。このうち、付加価値は10であるため、税額は1 ( $=10 \times 10\%$ )となる。その結果、借り手Aの返済額は、税込1,095 ( $=1,000 \times 9\% + 5$ )となり、預金者Bの利息受取額は、付加価値に係る消費税額を差し引いた29 ( $=30 - 1$ )となる。

ただし、取引形態の多様化や個人情報の観点から、貸付利率・預金利率を個別に把握することは難しく、実際には、参照利子率の設定も非常に困難である。そのため、FISIMの概念に関しては国内外でも議論が尽きないところであるが、理論的に計算した金融仲介

サービスによる付加価値を技術的に課税するシステムが構築されたならば、金融取引に対する非課税項目の縮減は可能であろう。

あるいは、課税になじまない非課税取引として扱うのではなく、免税取引として、仕入税額控除の計算過程に組み込むことで課税の累積を解消することはできる。

ここで、金融取引の非課税項目を見直した例として、ニュージーランドの物品・サービス税 (Goods and Services Tax : 以下、GST と略す) を取り上げる。現在、世界で最も効率的な付加価値税として知られるニュージーランドの GST は、VAT 税率を単一税率とし、非課税項目も最小限に留めることにより、徴税効率の高い制度である<sup>30)</sup>。「2003年 GST・トランス・タスマン・インピュテーション法およびその他規定」(GST, Trans-Tasman Imputation and Miscellaneous Provisions Act 2003)<sup>31)</sup>において、「1985年物品・サービス税法」(Goods and Services Tax Act 1985: 以下、GST Act 1985 と略す)を2003年に改正した「2003年 GST 法」により、2005年1月以降、GST 登録事業者間の金融取引・役務の提供については、ゼロ税率が適用され、他の課税対象取引と同様、仕入税額控除 (deduct input tax) が可能となった<sup>32)</sup>。ゼロ税率は、わが国の免税取引に相当し、「仕入税額控除付き非課税取引」と解すことができる<sup>33)</sup>。

2003年 GST 法第20条E項によれば、現金取引 (dealings with money)、特定の証券取引 (certain dealings with securities)、貸出・ローン (credit and loans)、退職年金を含む生命保険 (life insurance :including superannuation)、配送ができない先物契約・金融オプション (non-deliverable futures contracts and financial options)、利息・元本・配当金の支払い・徴収および有価証券を含む関連取引 (payment and collection of interest, principal, dividends and amounts relating to transactions involving securities)、さらに、債務・株式・生命保険に関する仲介 (intermediation and brokerage services relating to the supply of debt, equity and life insurance) のような取引は、ゼロ税率の対象となる (GST Act 1985: Sec. 20E, GST Act 2003: Sec.155)。

登録事業者とは、課税対象供給 (taxable supplies) が事業年度 (12か月) の総売上上の75%以上である事業者をいい、この75%基準を満たさない場合でも、同じグループ内の会社が基準を満たせば、当該金融サービスを受ける企業の財務部門が行う取引はゼロ税率の対象取引となる (GST Act 1985: Secs. 11A(1)(q) and (r))。控除できる金額は、金融サービスを受けた事業者の課税・非課税供給の割合によって算定される (GST Act 1985: Sec. 20C, GST Act 2003: Sec.115)。

最終消費者や条件を満たさないその他の事業者に対する金融取引・役務提供は、依然として非課税取引であり、適用企業と非適用企業の別、非適用企業の不公平性という面では課題が残されている<sup>34)</sup>。

しかしながら、すべての仕入税額が回収可能となるゼロ税率によれば、各段階における VAT の累積が解消され、VAT 本来の仕組み・目的が確保された課税が実現されるため、限定的な適用とはいえ、金融取引の部分的ゼロ税率化は評価できる。

## 5 おわりに

低額所得者に対して租税負担を相対的に重くする逆進的租税である「消費税」には、逆進性を緩和する措置を施す必要がある。わが国でも、消費税の増税とともに複数税率制度が導入されたわけであるが、標準税率10%に対して8%の軽減税率では軽減措置を講じたとは言い難い。逆進性緩和策としては、非常に軽弱な軽減税率に過ぎない。複数税率制度において消費税の増税を図りたいのであれば、割増税率を設定し、消費税内部的に調整する必要があるかもしれない。たとえば、標準税率を10%とした場合、軽減税率を0%、割増税率を20%にする複数税率制度が構築されるべきである。

前述したように、離婚・死別による片親（とりわけシングル・マザー）に育てられている子供の貧困が社会問題化しているが、子供の貧困は、母親と子供に厳しい経済的日常生活を強いるとともに、その子供の将来に経済的・社会的影響を及ぼす。

カナダでは、消費税の逆進性緩和策として、子育て世帯の低所得者に給付付き税額控除を適用している。年間所得（adjusted net income）が37,789ドル（おおよそ約290万円）以下の世帯に対して、基礎給付額（basic credit）として580ドル（おおよそ4万5,000円）が付与され、子供1人当たり153ドルの給付額が加算される。子供を持つ未婚（single）・別居（separated）・離婚（divorced）・寡婦（widowed）の者には、基礎給付額290ドル、1人目の子供に対する給付額（credit for first child）290ドル、さらに追加的給付額（additional credit）153ドルの合計733ドル（おおよそ5万5,000円）が付与され、2人目以降の子供に対しては、1人あたり153ドルの給付額が加算される<sup>35)</sup>。

非課税項目を最小限に留めるニュージーランドGSTにおいても、課税ベースを広く求める一方で、逆進性の緩和策は、所得税の領域で「給付付き税額控除」が採用され、しかも、この税額控除制度では、扶養対象の子を有する家族世帯に限り適用されることによって、適用対象を絞った格差是正対策が行われている<sup>36)</sup>。

わが国では、逆進性緩和策として、複数税率が選択されたが、子育て世代の若年夫婦、かつ、低額所得者の社会保険料が大きな負担となっている経済的現実を斟酌するならば、軽減税率とは別に、税と社会保障を一体的に捉えた社会保険料控除の給付付き税額控除化も必要である。

ただし、このように改善された租税政策を実践できるようにするためには、それを支える税務執行制度の確立が必要である。近年、わが国では、税務行政の合理化・簡素化とともに、納税義務者の事務処理の効率化・IT化等を促進するために、法律が整備されてきた。たとえば、社会保障制度と租税制度を一体化し、社会保障の充実・社会保障制度の効率化および所得税の公平性の担保・正しい所得把握体制の整備に資するために「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」と略す）が平成25年（2013年）5月31日に公布され、平成28年（2016年）1月1日に施行された。さらに、資本金1億円超の法人、投資法人、相互会社、特定目的会社等に対して、令和2

年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度より電子申告が義務化され、電子申告による申告書等の提出（e-Tax）以外は原則として無申告扱いとされる（法法75の3）。

「社会保障・税共通の番号制度」を導入した「番号法」の創設・施行により、すべての個人と法人に「個人番号」と「法人番号」が付番されたため、租税の捕捉・徴収の信用性は格段に増し、財産税・所得税・消費税の適切な徴収および公平な課税を実現できる可能性は高まった。コンピュータ・コピー機の発達、事務処理電子化の進展、AIの活用等により膨大な量の情報収集・保存処理が可能となった現在では、金融資産・不動産の財産保有状況、正確な所得は把握できるはずである<sup>37)</sup>。

「番号法」の活用、電子申告義務化によって財産・所得等から適正・適切に徴収された租税の増加によって、所得税率・相続税率等を引き下げたり、税額控除額等を高くすることもでき、経済的・社会的弱者に対して減税を図ることができる。

## 注

- 1) 菊谷正人『税制革命』税務経理協会、平成20年、105頁。
- 2) 池田篤彦『図説 日本の税制 平成12年度版』財経詳報社、2000年、220頁。
- 3) 菊谷正人『税制革命（第2版）』税務経理協会、平成30年、158頁。
- 4) 知念裕「ヨーロッパ諸国における付加価値税の歴史」『岡山商大論叢』第30巻第2号、1994年、124頁。
- 5) Jean P. Ballardur and Antoine Coutire, “France” in: Henry J. Aaron (ed.), *VAT: Experiences of Some European Countries*, Kluwer Law and Taxation Publishers, 1982, p. 239.  
戦後の日本税制に多大な影響を与えた「シャープ勧告」によって、都道府県の有力な財源として「事業税」に替えて「付加価値税」の創設が昭和25年（1950年）に献策されたが、「付加価値税」の制度化は国民の強い反対を受け、執行が容易ではないという理由等により実施時期が再々延期された後、昭和28年（1953年）に廃止された。金子宏博士は、「世界における最初の付加価値税創設の試みとして興味深い。」（金子宏『租税法』弘文堂、昭和51年、63頁）と評価されている。
- 6) 知念裕『付加価値税の理論と実務』税務経理協会、平成7年、92頁。
- 7) Tony Jones, *Taxation Simplified 2011-2012*, ManagementBook 2000 Ltd, 2011, p. 130.  
Antony Seely, *Briefing Paper No.2683: European Law on VAT rates*, House of Commons Library, 2016, p. 4.
- 8) 菊谷正人＝酒井翔子「英国における付加価値税制度の特徴」日本租税理論学会編『消費課税の国際比較』財経詳報社、平成29年、51頁。
- 9) 鎌倉治子『諸外国の付加価値税－2008年度版』国立国会図書館調査及び立法考査局、2008年、13頁。  
EU第6指令では、ゼロ税率と5%未満軽減税率の適用は否定的であるが、1991年時点でこれらを施行していた国は引き続き適用することができる。
- 10) 厚生労働省「国際比較からみた日本社会の特徴」『厚生労働白書』、平成24年。
- 11) European Commission, *VAT rates applied in the Member States of the European Union*, 2018, pp. 23-119.
- 12) 菊谷、前掲注1)、106頁。
- 13) 菊谷正人「消費税の益税解消策および逆進性緩和策」『税経通信』第61巻第1号、2006年、212頁。
- 14) Causa Orsetta and Nørlem Hermansen Mikkel, “Income redistribution through taxes and transfers across OECD countries” *LIS Working Paper Series*, No. 729, 2018, Figure 1, Figure 2A・2B and Figure 5.
- 15) 社会保険料の負担が重い現状の所得税制度については、公益財団法人東京財団『税と社会保障のグランドデザインを』2016年、27-29頁でも言及されている。
- 16) 社会保険料の計算方法に関しては、日本年金機構のホームページ参照。  
厚生労働省は、平成26年（2014年）より国民年金滞納者への対策として、失業者・低所得者向けの納付猶予を拡大する一方、所得400万円以上の世帯には強制徴収を施行している（日



本経済新聞「国民年金滞納者、所得400万円以上で差し押さえ、厚労省方針」2014年1月24日。

- 17) 平成29年度(2017年度)から、労使で合意がなされた場合、従業員500人以下の会社でも厚生年金保険の加入対象となっている(厚生労働省年金局『平成30年度の国民年金の加入・保険料納付状況』令和元年、1頁および5頁)。
- 18) 厚生労働省『生活保護の被保護者調査(平成31年2月分概数)』令和元年、5頁の「表2:世帯類型別現に保護を受けた世帯数」を参考にして筆者試算。
- 19) Wim van Oorschot, “Miracle or Nightmare? A Critical Review of Dutch Activation Policies and their Outcomes”, *Journal of Social Policy*, Vol. 31 No3, 2002, p. 418.  
A. Lans Bovenberg, Johan J.Graafl and and Ruud A.de Mooij, ‘The Dutch employment miracle and fiscal challenges of the twenty-first century’, in Marco Buti (ed.), *Taxation, Welfare and the Crisis of Unemployment in Europe*, Edward Elgar, 2001, pp. 211-255.
- 20) 所得控除の税額控除化は、目的別に米国・英国・オランダ・カナダ等で実施されており、わが国においても、社会保険料の税額控除化も含め、「給付付き税額控除」の議論も幾度と無く重ねられているが、これまで、財源や執行上の課題から導入に至らない(田近栄治=八塩裕之「税収の確保と格差の是正～給付付き税額控除制度の導入」土居丈朗編『日本の税をどう見直すか』日本経済新聞出版社、2010年。是枝俊悟「社会保険料還付つき税額控除の提言」『大和総研調査季報』春季号第2号、2011年。公益財団法人東京財団『税と社会保障のグランドデザイン』2016年)。  
英国の税額控除法については、酒井翔子「英国における所得税制度の特徴」『租税実務研究』第5号、平成28年、19-20頁参照。
- 21) 柴由花「ヨーロッパ所得税制と税務行政の動向—オランダの議論からの一考察—」『租税法研究』第39号、2011年、43-44頁。  
なお、モンテスキューは、「保険料説」を唱え、租税を保険料の一種として捉えている(菊谷正人=依田俊伸=井上行忠=酒井翔子『租税法入門』同文館出版、平成28年、2頁)。
- 22) 国民年金保険料の計算は、令和2年度の金額を基礎としている。
- 23) European Commission, *Communication from the Commission to the European Parliament, The Council and the European Economic and Social Committee on Action Plan on VAT towards a single EU VAT area-Time to decide*, 2016, pp. 3-7.  
European Commission, *More flexibility on VAT rates, less red tape for small businesses*, European Commission - Press release, 2018, pp. 1-2.  
上記2016年の「付加価値税に関する行動計画」(Action Plan on VAT)では、(1)輸出免税制度の廃止、(2)軽減税率の見直し、(3)中小事業者のための付加価値税簡素化が提唱され、2018年に「付加価値税規制の抜本的な見直し」、すなわち加盟国による柔軟なVAT税率の設定、中小企業がより繁栄できる簡易な税制構築が提案されている。  
インドの財務省(Ministry of Finance-Department)によれば、インドにおいても、税制の簡素化・成長戦略の見地から2017年に物品・サービス税(GST)が導入され、今後も世界全体としては、課税ベースに魅力的な消費課税中心の税体系に傾斜していくことが推測される。
- 24) 平成3年度改正により非課税範囲が拡大され、15項目となったが、その後さらに細分化され、現在は17の非課税項目が挙げられている。
- 25) James Mirrlees (ed.), *Tax by Design*, Oxford University Press, 2011, pp. 171-173.  
英国の財政研究協会(Institute for Fiscal Studies: IFS)により公表された『マリーズ報告書』(Mirrlees Review)では、中立性を欠く「非課税取引」に対して、税の累積が解消されるゼロ税率の有意性が説かれている。なお、非課税項目に対する検討は、わが国でも多く行われている(三木義一「課税対象取引と課税対象外取引」『日税研論集』第30号、1995年、金子宏『租税法理論の形成と解明 下巻』有斐閣、2010年、菊谷、前掲注(1)・(3))。
- 26) 国民経済を計算する国際基準として、1953年に国連より策定された『国民経済の計算制度と補足表』(United Nations, *A System of National Accounts and Supporting Tables*, 1953)において「国民経済制度」が導入され、FISIMの概念は、その後の改訂を経て1993年に提案されている(United Nations, *System of National Accounts*, 1993)。
- 27) Office for National Statistics, *Financial intermediation services indirectly measured (FISIM) in the UK revisited*, 2017, p. 3.
- 28) Office for National Statistics, 前掲注27), p. 3.  
なお、本文中にもあるように、FISIMを推定する際、英国では参照利子率が用いられているが、フランスでは市場利子率(market interest rate)が用いられている。

- 29) Office for National Statistics, 前掲注 27), p. 3.  
 実際の銀行の利子は、①金銭の時間的価値、②金融仲介サービス提供の対価、③貸倒れ等、さまざまなリスクに対する報酬・プレミアムの要素が含まれるため、単純ではない（中里実『キャッシュフロー・リスク・課税』有斐閣、1999年、25-26頁）。金融取引に関する非課税問題について言及された先行研究には、中里実『金融取引と課税』有斐閣、1998年、渡辺裕泰『ファイナンス課税 [第2版]』有斐閣、2012年も参照されたい。
- 30) Marie Pallot and Hayden Fenwick, “Recent GST Reforms and Proposals in New Zealand”, *Revenue Law Journal*, Vol. 10, 2000, p. 88.
- 31) 2002年3月にニュージーランドとオーストラリアの財務省は、国境を越えた横断的投資に関する課税障壁への対応策として、トランス・タスマン三角課税（Trans-Tasman triangular taxation）に関する協定を結んだ。両国間で行われる投資の結果生じる配当二重課税に関する協定であり、トランス・タスマンインピュテーションは、この二重課税に対する税額控除（Taxation Relief）規定と解される（David Dunbar, “Trans-Tasman Triangular Taxation Relief Part One—Working paper Series Working Paper No. 9”, Centre for Accounting, Governance and Taxation Research School of Accounting and Commercial Law Victoria University of Wellington）。
- 32) The Policy Advice Division of the Inland Revenue Department, *GST guidelines for working with the new zero-rating rules for financial services*, 2004, p. 1.
- 33) 非課税取引・ゼロ税率の計算方法の違いについては、酒井翔子「消費課税の現状と課題—欧州所得の議論を中心として—」菊谷正人編著『会計学と租税法の現状と課題』税務経理協会、2019年、321頁参照。
- 34) 金融取引に関する諸外国の議論に関しては、Howell, H. Zee, “VAT Treatment of Financial Services: A Primer on Conceptual Issues and Country Practices”, *International Tax Journal*, 2006, Vol. 34, No. 10, pp. 458-474, Kathryn James, *The Rise of the Value-Added Tax*, Cambridge University Press, 2015, pp. 46-67を参照されたい。
- 35) カナダでは、1991年にGSTが導入され、従来のFederal Sales Taxの逆累進性を解消するため、低・中所得者への所得税率引下げ・GST還付制度が合わせて施行されている。所得税の領域である児童手当や勤労手当とは別に、生活必需品へのGST負担軽減を意図するGST還付（GST credit）制度が適用されている。19歳以上のカナダ居住者で、年間所得が37,389ドル以下の世帯が対象とされ、基準所得額を超えた場合は、超過額の5%が、給付額から控除される（Government of Canada, *GST/HST Credit including related provincial credits and benefits for the period from July 2019 to June 2020*, 2019, pp. 8-9）。  
 前述のとおり、オランダでは、所得税と社会保険料の統合に伴う社会保険料控除の廃止等により課税ベースが拡大され、最高税率の引下げが行われた。片親の労働参加を促進する目的で導入され付加的寡婦税額控除は、16歳未満の子どもを持つ世帯に最大947ユーロ（おおよそ11万円）の税額控除が認められている。オランダの税制改革に関しては、柴由花「所得控除から税額控除への変更による効果—海外事例研究 オランダ所得税改正の影響—」『フィナンシャル・レビュー』第2号、平成26年に詳しい。
- 36) ニュージーランドでは、中低所得層を重点的に支援するために、子供の貧困削減を目的とする「家庭のための勤労促進策」（Working for Families Package）として、4つの税額控除が2004年に設定されており、年間収入（earning a year）が65,000ドル（おおよそ520万円）未満で子供がいるほぼすべての世帯、年間収入が最大80,000ドル（おおよそ640万円）で子供がいる多くの世帯等を対象に支援が行われている（Ministry of Social Development, *Families Package Monitoring report 2009*, September, 2019）。
- 37) 菊谷正人『「番号法」創設に伴う税務処理の課題』『租税実務研究』第4号、平成27年、6頁。

（2020年4月27日受付、2020年7月9日再受付）